

総 税 都 第 1 7 号  
平成 3 0 年 4 月 1 日

各道府県総務部長  
東京都主税局長 殿

総務省自治税務局長  
( 公 印 省 略 )

「軽油引取税の課税免除について」の一部改正について

「軽油引取税の課税免除について」（平成 2 1 年 4 月 1 日付け総税都第 2 0 号）の一部を別添  
のとおり改正しますので、適切に対処されますようよろしくお願いします。



国土交通大臣の許可を受けないで設置し及び管理する航空保安施設及び航空交通管制用通信設備も含まれるものであること。また、主として「通信の用に供する機械、自動車その他これらに類するもの」の維持又は使用のために用いられる場合に限り、空調装置、照明器材等についても、課税免除措置の対象となるものであるが、単に基地の施設及び設備の維持管理のために用いられるものは、免税対象から除かれていることに留意すること。

#### 四 鉄道又は軌道用車両の動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅲ）

##### （一） 鉄道事業又は軌道事業を営む者

（1） 「鉄道事業又は軌道事業を営む者」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定により許可を受けて鉄道事業を営む者又は軌道法（大正10年法律第76号）第3条の規定により特許を受けて軌道事業を営む者がこれに該当するものであること。

（2）及び（3） 略

##### （二）及び（三） 略

#### 五 農業、林業、委託を受けて行う農作業、農地の造成又は改良並びに素材生産業の用に供する機械の動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅳ）

（1）～（6） 略

（7） 農業又は林業の用に供する機械、委託を受けて行う農作業の用に供する機械及び農地の造成又は改良の用に供する機械の取扱いについては、次の諸点に留意されたいこと。

ア 略

イ 免税の対象となる機械の種類及びその範囲を例示すれば、おおむね次のとおりであること。

（ア）～（ク） 略

（ケ） 可搬式チップ製造機

なお、「可搬式チップ製造機」とは、いわゆるポータブルチップパーを

国土交通大臣の許可を受けないで設置し及び管理する航空保安施設及び航空交通管制用通信設備も含まれるものであること。また、主として「通信の用に供する機械及び自動車その他これらに類するもの」の維持、使用のために用いられる場合に限り、空調装置、照明器材等についても、課税免除措置の対象となるものであるが、単に基地の施設及び設備の維持管理のために用いられるものは、免税対象から除かれていることに留意すること。

#### 四 鉄道又は軌道用車両の動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅲ）

##### （一） 鉄道事業又は軌道事業を営む者

（1） 「鉄道事業又は軌道事業を営む者」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条の規定により免許を受けて鉄道事業を営む者又は軌道法（大正10年法律第76号）第3条の規定により免許を受けて営業を営む者がこれに該当するものであること。

（2）及び（3） 略

##### （二）及び（三） 略

#### 五 農業、林業、委託を受けて行う農作業、農地の造成又は改良並びに素材生産業の用に供する機械の動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅳ）

（1）～（6） 略

（7） 農業又は林業の用に供する機械、委託を受けて行う農作業の用に供する機械及び農地の造成又は改良の用に供する機械の取扱いについては、次の諸点に留意されたいこと。

ア 略

イ 免税の対象となる機械の種類及びその範囲を例示すれば、おおむね次のとおりであること。

（ア）～（ク） 略

（ケ） 可搬式チップ製造機

なお、「可搬式チップ製造機」とは、いわゆるポータブルチップパーを

いうものであるが、可搬式チップ製造機と一体になって装置されているスクリーン（篩）についても免税機械として取り扱うものであること。  
また、可搬式チップ製造機と一体になって装置されていないスクリーン又はパーカー（剥皮機）及びチップカーは免税の対象とはならないものであること。

ウ 略

六 鉱工業等の用途（法附則第12条の2の7①V、令附則第10条の2の2⑦）

（一）～（三） 略

（四） 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業

（1） 「動力付試すい機」とは、通常「ボーリング機械」と称するものをいうものであるが、自走能力を有する機械はこれに含まれないものであること

。

（2）～（4） 略

（5） 課税免除される「掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」とは、削岩機、試すい機、パワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、ドラグショベル、スクレーパ、ブルドーザー、砂利採取船、可搬式砂利採取機（

いうものであるが、可搬式チップ製造機と一体になって装置されているスクリーン（篩）についても免税機械として取り扱うものであること。  
なお、可搬式チップ製造機と一体になって装置されていないスクリーン又はパーカー（剥皮機）及びチップカーは免税の対象とはならないものであること。

ウ 略

六 鉱工業等の用途（法附則第12条の2の7①V、令附則第10条の2の2⑦）

（一）～（三） 略

（四） 地熱資源開発事業

（1） 「地熱資源の開発」とは、地質構造等の調査、調査井の掘削、環境調査、各種補足調査、生産井の掘削及び還元井の掘削等地熱資源の利用を目的とする一連の行為をいうものであること。

（2） 「地熱資源開発事業を営む者」とは、温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の都道府県知事の許可を受けて、地熱資源の開発を目的として掘削する者をいうものであること。

（3） 「動力付試すい機」とは、通常「ボーリング機械」と称するものをいうものであるが、自走能力を有する機械はこれに含まれないものであること

。

（五） 鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業

（1） 「動力付試すい機」は、六（四）（3）にいう機械と同様  
であること

。

（2）～（4） 略

（5） 課税免除される「掘採、積込み及び運搬のために使用する機械」とは、削岩機、試すい機、パワーショベル、ドラグライン、クラムシエル、ドラグショベル、スクレーパ、ブルドーザー、砂利採取船、可搬式砂利採取機（

砂利採取車)、サンドポンプ、ショベルローダー、トラクターショベル、オーバーローダ、ドーザショベル、バケットローダ、ダンプカー、トラックその他これらと類似の機能を有する機械をいうものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら鉱物、岩石又は砂利の掘採、積込み及び運搬の用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(五) とび・土工工事業(規則附則第4条の7⑤)

(1)及び(2) 略

(3) 「専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械」とは、くい打ち機、くい抜き機のほか、専ら掘削又は運搬の用に供されるブルドーザー、トラクターショベル、パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クローラードリル、アースドリル、クレーンその他これらと類似の機能を有する機械をいうものであること。

なお、これらの機械のうち、カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、その稼働の実態が専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬の用に供される建設機械であっても、カタピラを有しない機械又はいわゆるナンバープレートをつけている機械は、課税免除の対象とならないものであること

(六) 鉱さいバラス製造業

(1)及び(2) 略

(七) 港湾運送業

略

(八) 倉庫業

砂利採取車)、サンドポンプ、ショベルローダー、トラクターショベル、オーバーローダ、ドーザショベル、バケットローダ、ダンプカー、トラックその他これらと類似の機能を有する機械をいい、

\_\_\_\_\_これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら鉱物、岩石又は砂利の掘採、積込み及び運搬の用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(六) とび・土工工事業(規則附則第4条の7⑤)

(1)及び(2) 略

(3) 「専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械」とは、くい打ち機、くい抜き機のほか、専ら掘削又は運搬の用に供されるブルドーザー、トラクターショベル、パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシエル、クローラードリル、アースドリル、クレーンその他これらと類似の機能を有する機械をいい、

\_\_\_\_\_これらの機械のうち、カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。\_\_\_\_\_

したがって、その稼働の実態が専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬の用に供される建設機械であっても、カタピラを有しない機械又はいわゆるナンバープレートをつけている機械は、課税免除の対象とならないものであること。

(七) 鉱さいバラス製造業

(1)及び(2) 略

(八) 港湾運送業

略

(九) 倉庫業

(1) 及び (2) 略

(九) 鉄道(軌道を含む。以下同じ。)に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業

(1) 「鉄道に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者」とは、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第3条第1項の規定により鉄道\_\_\_\_\_に係る第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第20条の規定により鉄道に係る第二種貨物利用運送事業の許可を受けて貨物利用運送事業を営む者又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸しの事業を営む者がこれに該当するものであること。

(2) 略

(十) 航空運送サービス業(規則附則第4条の7⑤・⑥)

(1) 及び (2) 略

(十一) 廃棄物処理事業

(1) ~ (4) 略

(5) 「専ら廃棄物の処分のために使用する機械」とは、廃棄物及び覆土の積込み、運搬、転圧等、廃棄物の埋立に密接不可分な作業を行う場合に使用するもののみがこれに該当するものであり、例えばスクレーパ、ドラグライン、コンパクトホイール・ドーザ、ホイール・ローダ、クローラ・ローダ、トラックその他これらと類似の機能を有する機械をいうものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働実績が専ら廃棄物及び覆土の積込み、運搬、転圧等の用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(十二) 木材加工業(規則附則第4条の7⑦)

(1) 及び (2) 略

(十) 鉄道\_\_\_\_\_に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業

(1) 「鉄道に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者」とは、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第3条第1項の規定により鉄道(軌道を含む。以下同じ。)に係る第一種貨物利用運送事業の登録若しくは同法第20条の規定により鉄道に係る第二種貨物利用運送事業の許可を受けて貨物利用運送事業を営む者又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積込み若しくは取卸しの事業を営む者がこれに該当するものであること。

(2) 略

(十一) 航空運送サービス業(規則附則第4条の7⑤・⑥)

(1) 及び (2) 略

(十二) 廃棄物処理事業

(1) ~ (4) 略

(5) 「専ら廃棄物の処分のために使用する機械」とは、廃棄物及び覆土の積込み、運搬、転圧等、廃棄物の埋立に密接不可分な作業を行う場合に使用するもののみがこれに該当するものであり、例えばスクレーパ、ドラグライン、コンパクトホイール・ドーザ、ホイール・ローダ、クローラ・ローダ、トラックその他これらと類似の機能を有する機械をいい、\_\_\_\_\_

これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。\_\_\_\_\_したがって、いわゆるナンバープレートをつけている機械は、その稼働実績が専ら廃棄物及び覆土の積込み、運搬、転圧等の用に供されるものであっても課税免除の対象とならないものであること。

(十三) 木材加工業(規則附則第4条の7⑦)

(1)～(11) 略

(十三) 木材市場業（規則附則第4条の7⑧）

(1)及び(2) 略

(十四) 堆肥製造業（規則附則第4条の7⑨）

(1)及び(2) 略

(3) 「専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械」とは、専ら堆肥の製造工程において使用される機械又は製品若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用される機械をいい、ショベルローダ、フォークローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト等がこれに該当するものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら堆肥の製造工程において使用される機械又は製品若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用される機械であっても課税免除の対象とならないものであること。

(十五) 索道事業

(1) 「専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械」とは、専らスキー場（ゲレンデ、スキーコース及びハーフパイプにおける滑走面をいう。以下同じ。）の整備のために使用される圧雪のための特殊なカタピラを備えた機械をいい、具体的にはいわゆるゲレンデ整備車又は圧雪車がこれに該当するものであること。

なお、いわゆる雪上車、ブルドーザー、バックホー等については、スキー場の整備のために使用されるものであっても、課税免除の対象にならないも

(1)～(11) 略

(十四) 木材市場業（規則附則第4条の7⑧）

(1)及び(2) 略

(十五) 堆肥製造業（規則附則第4条の7⑨）

(1)及び(2) 略

(3) 「専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械」とは、専ら堆肥の製造工程において使用される機械又は製品若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用される機械をいい、ショベルローダ、フォークローダ、バックホー、パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト等がこれに該当するものであること。

なお、これらの機械のうち、道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものは除外されるものであること。したがって、いわゆるナンバープレートをつけているこれらの機械は、その稼働の実態が専ら堆肥の製造工程において使用される機械又は製品若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用される機械であっても課税免除の対象とならないものであること。

(十六) 索道事業

(1) 「専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械」とは、専らスキー場（ゲレンデ、スキーコース及びハーフパイプにおける滑走面をいう。以下同じ。）の整備のために使用される圧雪のための特殊なカタピラを備えた機械をいい、具体的にはいわゆるゲレンデ整備車あるいは圧雪車がこれに該当するものであること。

なお、いわゆる雪上車、ブルドーザー、バックホー等については、スキー場の整備のために使用されるものであっても、課税免除の対象にならないも

のであるので留意すること。

(2) 「\_\_専ら当該スキー場の整備のために使用する\_\_雪を製造するための装置を備えた機械」とは、専らスキー場の整備のために使用される人工的に雪を製造し、当該製造した雪を降らせるための装置を備えた機械をいい、具体的には自走式又は固定式降雪機（降雪機に空気を供給するためのコンプレッサー等降雪機に附随する装置を含む。）がこれに該当するものであること。

なお、いわゆる投雪機については、スキー場の整備のために使用されるものであっても、課税免除の対象にならないものであるので留意すること。

(3) 略

のであるので留意すること。

(2) 「\_(専ら当該スキー場の整備のために使用する)\_雪を製造するための装置を備えた機械」とは、専らスキー場の整備のために使用される人工的に雪を製造し、当該製造した雪を降らせるための装置を備えた機械をいい、具体的には自走式又は固定式降雪機（降雪機に空気を供給するためのコンプレッサー等降雪機に附随する装置を含む。）がこれに該当するものであること。

なお、いわゆる投雪機については、スキー場の整備のために使用されるものであっても、課税免除の対象にならないものであるので留意すること。

(3) 略